

# 青森県報

号外第四十三号

平成二十年  
四月一日  
(火曜日)

## 告 示

青森県告示第二百六十五号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七 中国残留邦人等に対する医療支援給付に係る次に掲げるもの

1 医療要否意見書

2 医療券

3 医療券送付書

4 調剤券

5 調剤券送付書

十八 中国残留邦人等に対する介護支援給付に係る次に掲げるもの

1 介護券

2 介護券送付書

第五十五号中「3 駐車場使用料に係る未納通知書」を

「3 駐車場使用料に係る未納通知書

4 駐車場利用承認書」に改める。

青森県告示第二百六十六号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 目 次

#### 告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………	(総務学事課) …… 一
青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正……………	(同) …… 一
包括外部監査契約の締結……………	(行政経営推進室) …… 二
青森県民の意識に関する調査の実施……………	(企画課) …… 二
農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正……………	(構造政策課) …… 二
青森県景観条例の規定による市町村条例適用地域の廃止……………	(都市計画課) …… 三
青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料及び常設展の観覧の場合の特定期間……………	(文教保育課) …… 三
出先機関……………	
自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定……………	(東青地域局) …… 三
教育委員会……………	
公印の廃止……………	(職員福利課) …… 四
青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報……………	(同) …… 五

表青森県立保健大学入学者選抜試験（一般選抜）の項から青森県立保健大学大学院入学者選抜試験（博士後期課程）の項までを削り、表指導農業機械士技能検定試験の項及び農業機械士技能検定試験の項中「農林水産部構造政策課」を「青森県営農学校」に改め、表青森県農業大学校入校試験の項を削る。

青森県告示第二百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成二十年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

倉成 磨

八戸市大字本徒土町三の三

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百六十八号

青森県民の意識に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査目的

青森県民の現状及び生活状況に関する意識を調査し、青森県の次期基本計画策定に係る基礎資料を得るとともに、現基本計画「生活創造推進プラン」の期待値を把握することを目的とする。

二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 調査対象者の状況
- (二) 生活全般の満足度
- (三) 県内への定住志向
- (四) 各生活局面の現状認識
- (五) 青森県の強み
- (六) 将来に向けた取組
- (七) 生活に関する現状

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

三 調査範囲

青森県内在住の十六歳以上の者

四 調査期日

平成二十年四月一日現在によって行う。

五 調査方法

調査は、平成二十年四月十四日から同月二十五日までの間において、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。

青森県告示第二百六十九号

平成十八年四月一日青森県告示第二百八十六号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表十アールの項中「中津軽郡西目屋村」を削り、同表十アールの項中「むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における大畑町」及び「下北郡大間町、風間浦村及び佐井村」を削り、同表十アールの項中「八戸市」、「むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における脇野沢村」及び「三戸郡階上町」を削る。

青森県告示第二百七十号

青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第二号）第二十三条第一項の規定により指定した市町村条例適用地域を次のとおり廃止するので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域	廃止年月日
弘前市都市景観条例適用地域	弘前市の区域	平成二十年四月一日

青森県告示第二百七十一号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成二十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区 分	金額（一回につき）
個人	二百四十円
一般	二百四十円

団体（二十人以上のものに限る。）

高等学校生徒、 中等教育学校後 期課程生徒及び 学生	一人につき 二百円 （特別展の開催の前日までに納 付する場合には、百六十 円）
一般	一人につき 四百円 （特別展の開催の前日までに納 付する場合には、三百二 十円）

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十一年一月一日から同年二月二十八日まで

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定により自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

一 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所 青森市奥野一丁目二の三

2 名称

社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の二三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目二の六六

八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地二丁目九の一

八戸軽自動車会館内



### 教 育 委 員 会

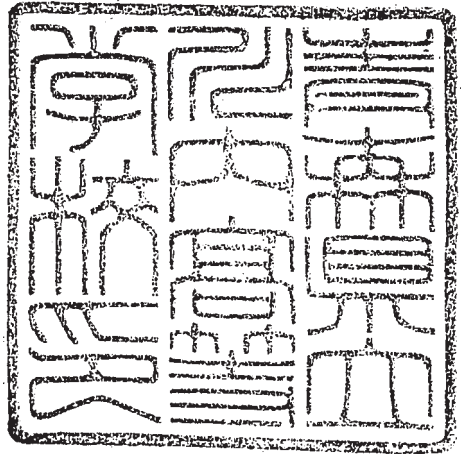


青森県教育委員会告示第一号



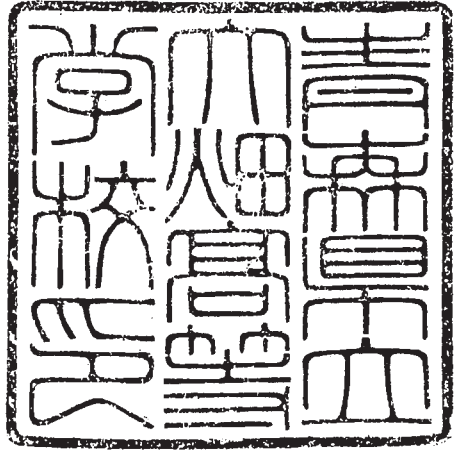
平成二十年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。


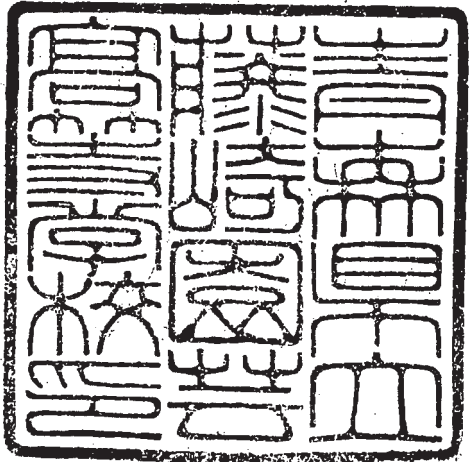
平成二十年四月一日

青森県教育委員会

公印の名称	青森県立下北少年自然の家所長印	公印の印影	
青森県立川内高等学校校印			

青森県立川内高等学校校印（正印）	
青森県立川内高等学校校印（副印）	
青森県立大畑高等学校校長印	

<p>青森県立藤崎園芸高等学校長印</p>	<p>青森県立大畑高等学校印 (副印)</p>	<p>青森県立大畑高等学校印 (正印)</p>
		

<p>青森県立藤崎園芸高等学校印 (副印)</p>	<p>青森県立藤崎園芸高等学校印 (正印)</p>
	

青森県教育委員会告示第二号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

青森県教育委員会

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の表を次のように改める。

開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報	保有個人情報の項目	埋蔵文化財発掘調査任期付専門職員採用選考試験	公立学校教員採用候補者選考試験	公立学校栄養教諭採用候補者選考試験	県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考試験	解説員採用試験	県立高等学校入学者選抜	県立中学校入学者選抜	開示請求を行つことができる場所については、この表に掲げるもののほか、別に定めることがある。
開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる期間	試験結果の通知の日から一月間	試験結果の通知の日から一月間	試験結果の通知の日から一月間	試験結果の通知の日から一月間	試験結果の通知の日から一月間	合格発表の日から一月間	合格発表の日から一月間	
開示請求を行う場所	開示請求を行う場所	教育庁職員福利課	教育庁教職員課	教育庁教職員課	教育庁教職員課	教育庁文化財保護課	各県立高等学校	県立三本木高等学校附属中学校	

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭